

別表

国立市環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区 分	評価点
前年度の1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 ※1 (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.375未満	70
	0.375以上0.400未満	65
	0.400以上0.425未満	60
	0.425以上0.450未満	55
	0.450以上0.475未満	50
	0.475以上0.500未満	45
	0.500以上0.525未満	40
	0.525以上0.550未満	35
	0.550以上0.575未満	30
	0.575以上0.600未満	25
	0.600以上	0
前年度の未利用エネルギー活用状況 ※2	0.675%以上	10
	0%超0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 ※3	8.00%以上	20
	5.00%以上8.00%未満	15
	2.50%以上5.00%未満	10
	0%超2.50%未満	5
	活用していない	0

加点項目	区 分	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 ※4	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 1 kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により電気事業者ごとに個別に公表されている調整後排出係数で、事業者全体の数値をいう。

※2 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。
（算定方式）

前年度の未利用エネルギー活用状況（%）＝（前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）÷前年度の供給電力量（需要端））×100

（注）「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。）をいう。

- （1） 工場等の廃熱又は排圧
- （2） 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「FIT法」という。）第2条第4項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）
- （3） 高炉ガス又は副生ガス

未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- （1） 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
- （2） 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

なお、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

また、前年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※3 前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

（算定方式）

前年度の再生可能エネルギー導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）÷⑦×100

- ①前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ②前年度他者より購入した再生可能エネルギー電気の利用量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することにより環境価値を有するもの（送電端（kWh））
- ③グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2削減相当量に相当するグリーンエネルギーの電力量（kWh）
- ④J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電

力相当量 (kWh)

- ⑤非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh)
- ⑥非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できる非FIT 非化石証書の量 (kWh) (ただし、電源情報等を明らかにするトラッキング実証の対象であり、再生可能エネルギー電気に由来することが判別できる非FIT 非化石証書に限る。)
- ⑦前年度の供給電力量 (需要端(kWh))

1. 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力(30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)
2. 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量(①+②+③+④+⑤+⑥)は、前年度の小売電気事業者の調整後排出係数算定に用いたものに限る、他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. 前年度の供給電力量(⑦)には他小売電気事業者への販売分は含まない。

※ 4 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

(需要家への情報提供の例)

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示(見える化)
- ・需要逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス
- ・ホームページにおける使用電力の推移等の照会サービス
- ・需要家が設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。

(注) 前年度の小売電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数等について、官報に掲載されるまでの電力調達契約の入札の場合にあっては、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

※ 5 再生可能エネルギー比率100%の電力調達契約を希望する小売電気事業者は、供給する電力量に占める再生可能エネルギーの比率について確認できる資料を、書面で提出するものとする。なお、再生可能エネルギー比率100%の電力とは、以下の(1)もしくは(2)の電力(1)及び(2)の混合による電力も可)とする。

- (1) トラッキング付き非化石証書を付けたFIT 電力100%の電力
- (2) 非FIT 電力(再生可能エネルギー由来)100%の電力

※ (2)の電力は、非化石価値(再生可能エネルギー由来)が付いていることを条件とする。

国立市長 殿

所在地

名称

代表者名

㊞

国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

国立市が行う電力調達契約の入札に参加したいので、国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	取組の有無	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
合計		

2. 参加を希望する電力調達契約に○を記入してください。(両方希望する場合は2つに○)

電力調達契約	希望
① 100%再生可能エネルギーによる電力調達契約 (供給する電力量に占める再生可能エネルギー比率が確認できる資料を提出)	
② 通常の電力調達契約	

(注)

- (1) 「数値等」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
- (2) 「数値等」の算出根拠となる書類を添付すること。
- (3) 前年度の小売電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数等について、官報に掲載されるまでの電力調達契約の入札の場合は、この様式中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（電気事業者） 殿

国立市長

印

国立市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった国立市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

国立市電力の調達に係る環境配慮方針第6条の入札参加資格の要件を

備えている。

備えていない。